

弁護士と学ぶ

契約書学習会

契約書があれば防げたかも？！ その工事がトラブルになる前に！

工期や請負金額、材料や仕様などの決め事を書面にして契約書を交わすことは、その工事を円滑にすすめるとともに、万が一トラブルになった際にもお互いの責任を明確にするためにも欠かせないものです。しかしながら町場においては、口約束での仕事のやり取りがまだまだ多くみられるのが現状です。

契約書がなく、トラブルになった（なりかけた）相談も組合に寄せられることから、今年の町場従事者交流会では契約書に関する学習会を開催します。トラブル回避、自身を守るためにもこの機会に契約書の重要性を一緒に学んでいきましょう!!

講師：結城弁護士（城北法律事務所）

- 今年4月から改正された点を要約解説
- 契約書がなく発生したトラブル事例
- 契約書で抑えておくべき内容は？
- もしトラブルになってしまったら？

と き：11月27日（金）午後7時30分～

と ころ：東京土建練馬支部会館

対 象：町場従事者を中心に40人

※下記をご記入のうえ、練馬支部までFAXをお願いします

分会

氏名

連絡先

東京土建練馬支部FAX⇒03（3825）7547